

番号	署等	発生日時	事業 従事作業	災害の概要	防止対策
号外	飛騨	H29.5.1	収穫 収穫調査 (区域標示作業)	収穫調査区域標示の作業中に傾斜40度の斜面で足を滑らせ4m程度滑落して被災した。	急傾斜地では、笹（特に雪解け後の笹は寝ている）や、落葉層、浮き石等を踏むとすべり等により転倒し易いので、足元に注意して歩行する。
1	木曾	H29.6.13	生産 枝払い作業 (育成受光伐他)	伐倒後のヒノキの枝払い作業中に、チェーンソーのガイドバーの先端が枝条に接触したためキックバックが発生し、咄嗟にチェーンソーを下方に押さえようとした際、ガイドバーが左足親指に当たり被災した。	チェーンソー作業においては、以下に掲げる事項を守らせなければならない。 ①チェーンソーを始動させるときは、ソーチェーンに接触する物がないことを、あらかじめ、確認すること。 ②移動の際はチェーンソーの運転を止め、かつ使用の際には高速の空運転を極力避けること。 ③下草払い、小枝払い等は、手のこ、なた等の手工具を用い、チェーンソーの使用をできだ限り避けること。
2	木曾	H29.6.20	生産 伐倒作業 (つる絡み伐倒)	被災者がつるがらみのヒノキ立木を伐倒する際に、つるがらみ状態となっていた上方のヒノキ立木3本を同時に伐倒しようとしたが、つるの影響が依然として残っていて、伐倒方向が狂い、残存木にもたれるような状態で倒れなかった。そのため、今後の作業段取りを確認するため移動したとき、突然、残存立木を巻き込んで、つるがらみのヒノキ立木に倒れ掛かり、追口部分から裂け、被災者の右顔面に当たり被災した。	作業着手前の準備として、伐採箇所の事前調査を行う。 ①作業現場の傾斜 ②作業現場の傾斜 ③山割りが可能な区域 ④伐採方法 ⑤集材方法 ⑥伐倒方向 ⑦注意を要する箇所とその安全対策 ⑧注意を要する伐採対象木とその伐倒方法 ⑨必要な伐倒補助具 つるがらみの木を伐倒する場合には、作業者に、できる限り伐倒前につる類を取り除かせなければならない。事前に取り除くことができない場合には、同じ方向に同時に伐倒することとし、まず、伐倒方向の側にある木の受け口を大きめに作り、追い口を切り、くさびを打って重心を移動させておき、次に他の木を、先にくさびを打ったままにしておいた木の方向に倒し、同時に伐倒させなければならない。

番号	署等	発生日時	事業	従事作業	災害の概要	防止対策
3	富山	H29.7.14	治山	墜落 (事業地確認作業)	資材運搬路新設箇所の切取り箇所上部の確認のため移動中に足を滑らせ、傾斜約45度の斜面を約13メートル滑落して、左足首及び骨盤を骨折した。	高所（高さ2m以上の箇所）作業では、 ①足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。 ②前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。 ③労働者は、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない
4	岐阜	H29.8.23	立木	集材線架設作業	集材線架設中に、同僚が合図確認を行い向柱の枝を切除したところ、切除した枝（元口径10cm、長さ4m）が、予想に反して控索の上を14m滑って来たため、更に退避しようとしていた被災者の背中に当たり受災した。	林業・木材製造業労働災害防止規定では、各種作業において上下・接近作業は禁止事項。 ①退避場所の選定においては、安全が確保された場所を選定する。 ②合図確認では、他の作業員から退避した旨の応答合図があった場合でも、危険区域に他の作業員等がいなかったことを目視で確かめたうえで行うなど、作業員間の連携により安全を確保する。 ③危険予知を行い、安全な作業に徹する。
5	南木曾	H29.9.25	造林	下刈作業 (刈払機)	林地傾斜30度の造林地での下刈り作業中に、足を滑らせバランスを崩した際に、刈払機の刃が右足の甲に当たり受災した。	林業・木材製造業労働災害防止規定では、刈払機の取扱いについては、 ①身体のバランスに常に配慮した正しい姿勢で行うこと ②特に足の位置は、刃物に近寄らないようすること ③急斜面では、斜面の下方に向かって刈り進まないこと ④やむを得ず急斜面で刈払作業を行うときは、かま等の手工具により行うこと とされている。 また、刈払機の選定基準として、「緊急離脱装置、飛散防護装置及び腰バンドを備えたものを使用するとともに、その装着に努めること」とされている。

番号	署等	発生日時	事業 従事作業	災害の概要	防止対策
6	東信	H29.10.9	生産 木材運搬作業 (フォワーダ)	フォワーダ（U-4運材車）による土場までの木材運搬運搬作業中、森林作業道（旧ブル道利用の森林作業道、縦断勾配30%（17度）下り）から外れ、左沢側約2m下へ横転し、その際、フォワーダキャビンの支柱と地面の間に左手の人差し指を挟まれ受災した。	<p>（調査及び記録）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業に係る場所について地形、地盤の状態等並びに伐倒する立木及び取り扱う原木等の形状等を調査し、その結果を記録。 <p>（作業計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。加えて、関係労働者に周知させなければならない。 <p>（作業指揮者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指揮者を定め、その者に作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。 <p>（制限速度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系木材伐出機械の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。 <p>（転落等の防止等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行経路について必要な幅員を保持すること、路肩の崩壊を防止すること、岩石、根株等の障害物を除去すること等必要な措置を講じなければならない。 ・運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系木材伐出機械を使用しないよう努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。 <p>（使用の制限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造上定められた安定度、最大積載荷重、最大使用荷重等を守らなければならない。 <p>（点検）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 制動装置及び操縦装置の機能 二 作業装置及び油圧装置の機能 三 ワイヤロープ及び履帯又は車輪の異常の有無 四 前照灯の機能

番号	署等	発生日時	事業	従事作業	災害の概要	防止対策
7	飛騨	H29.11.7	治山	移動式クレーンによる玉掛け作業（クレー機能を備えた車両計系建設機械）	クレーン機能を備えた車両系建設機械による1トンフレキシブルコンテナバッグ（1トンバック）の玉掛け荷下ろし作業中（双方とも無資格者）、吊り上げた荷がトラックの荷台で玉掛け作業をしていた被災者に接触し、被災者が1.1mの高さの荷台から転落し被災した。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務に係る技能講習を修了した者でなければ、当該業務に就かせてはならない。 ・移動式クレーンを用いて作業を行うときは、あらかじめ、場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、必要な事項を定めなければならない。 ・移動式クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。 ・事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。
8	木曾	H29.12.6	林道	コンクリート擁壁の型枠外し作業	コンクリート擁壁の型枠外し作業中、高さ4mの天端（天端幅40cm）から、何らかの原因で足を踏み外し、転落し被災した。	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが二メートル以上の箇所で作業を行なう場合において墜落により危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。 ・作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、安全帯を使用させる等、墜落による危険を防止するための措置を講じなければならない。
9	岐阜	H30.3.7	立木	伐倒作業（玉切り）	スギ立木の伐倒の支障となる過去の伐り捨て間伐実施時の残置木を玉切りしていたところ、15m滑落し（林地傾斜35度）、背中から腰部をスギ伐根に打ち付け発生した災害です。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、伐木、造材等の作業を行つている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。 ・伐木の作業を行う場合には、それぞれの立木について、かん木、枝条、つる、ささ、浮石等で伐倒等の際に危害を受けるおそれのあるものを、あらかじめ、取り除かせなければならない。 ・片持ち材、橋状の材などを玉切りするときは、くさび、支柱などを使用し、材を安定した状態にして行うこと。